

# 風間浦産海藻類の販売促進・魅力向上事業業務委託仕様書

## 第1. 業務名

風間浦産海藻類の販売促進・魅力向上事業

## 第2. 業務の目的

本業務は、風間浦村で水揚げされる海藻類の販路拡大による漁業者の所得向上のため、青森県内で栄養学に取り組む学生と連携し、海藻類を活用した新たなレシピ開発による風間浦村産海藻類の消費拡大に加え、地域住民との交流を通じた関係人口拡大を目的として事業を実施する。

## 第3. 委託業務の内容

### 1 フィールドワーク

青森県内で栄養学に取り組む学生と連携し、地域住民との交流を通じて風間浦村で水揚げされる海藻類の知識を習得することを目的としたフィールドワークを実施する。

新型コロナウイルス感染拡大の状況も踏まえ、オンラインでの開催方法も随時検討していく。

### 2 海藻類のレシピ開発

フィールドワークを踏まえ、学生が風間浦産海藻類を活用したレシピを考案する。考案するレシピは6品以上とし、学校において監修を行い、健康面に配慮した栄養分析などのエビデンスも記載する。

### 3 情報発信

考案したレシピは、学生が授業で調理実習を行い、動画を撮影しながらYouTubeやゆかい村ポータルサイト、Instagram等を活用しながら情報発信を行う。

### 4 レシピブックの制作

考案したレシピを掲載したガイドブックを300部製作する。

### 5 オンライン制作発表会

ZoomやYouTubeを活用し、地域住民とオンラインでの意見交換会を実施する。

#### **第4. 提案に係る要件**

- 1 本業務の指導者として従事する者は、十分な能力（知識及び経験を有する）を持つ者とする。
- 2 ひとつづくり・地域おこし等に精通した者をコーディネーターとし、村民の意見交換を交えながら事業を推進すること。
- 3 調査・研究等に関する旅費は、風間浦村職員等の旅費に関する条例に準じる金額とすること。

#### **第5. 報告義務**

- 1 受託者は、契約後速やかに事業計画書を発注者に提出すること。
- 2 受託者は、本事業終了後に業務実績報告書を発注者に提出すること。

#### **第6. その他**

- 1 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難となった場合、その代替案等について、風間浦村産業建設課と協議の上、決定するものとする。
- 3 本仕様書に規定がない事項について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議の上決定するものとする。